サリーレグループ

NEWS LETTER

MANAGEMENT SERVICE

SALIRE

[6
2024]

2024年6月号のニュースレターをお届けします。
掲載内容に関してご不明な点等があれば
当事務所までお問い合わせください。

◆「ヨンロク」調査まっ盛り　乱発される〝お尋ね文書〟
◆交際費等に係る飲食費の金額基準Ｑ＆Ａ
◆「ＩＴ導入補助金」でＩＴ導入・ＤＸによる生産性向上を支援！
～ＩＴ導入補助金の活用事例(製造業)～
◆新設された両立支援等助成金　柔軟な働き方選択制度等支援コース
◆２０２３年の産業別夏季賞与支給状況
◆Ｍ＆Ａ譲渡し情報

| サリーレグループ | 〒371-0801 群馬県前橋市文京町3-25-12
【サリーレ群馬税理士法人】　TEL：027-223-8160（代）／FAX：027-223-1910
【サリーレ労務管理事務所】　TEL：027-253-7588（代）／FAX：027-253-7589
【北関東M＆Aサポート】　TEL：027-260-8630（代）／FAX：027-223-1910

「ヨンロク」調査まっ盛り
乱発される〝お尋ね文書〟

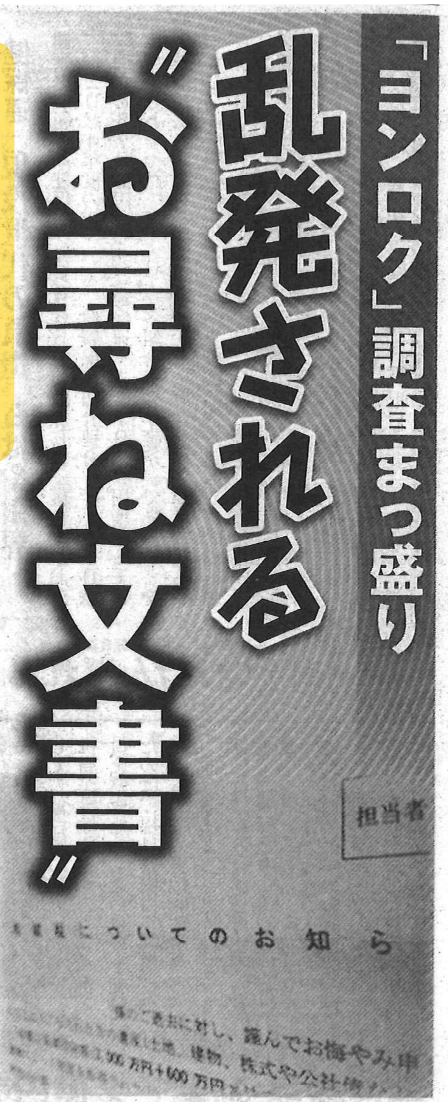

「ヨンロク」調査シーズンまっ盛りだ。時間を掛けて大型案件を狙う「秋の調査」に比べ、4月から6月に行われる「ヨンロク」調査では短い期間でノルマ件数をこなす必要から効率が最優先されると言われる。そこで乱発されるのが、いわゆる〝お尋ね文書〟だ。新型コロナウイルスの5類移行から1年が経ち、コロナ禍のブランクを埋めるべく当局も力が入る。財産債務調書制度が見直されて提出対象者の裾野が広がったことで、今後は富裕層の相続税の申告漏れの捕捉に向け、さらに〝お尋ね〟が活用されそうだ。

「消費税および地方消費税の確定申告についてのお尋ね」「○年分の不動産所得の見直し・確認」「書類の提出について」など、〝お尋ね〟はさまざまな表記で納税者の手元に届けられる。

〝お尋ね〟は、あくまでも納税者に任意の協力を求める行政指導の一環で行われるものだ。そのため法的な回答義務はないのだが、大抵は「期限までに書類をご提出いただけない場合には調査を実施することがあります」と末尾に記されている。続けて「この調査の結果、申告内容を是正することになったときは、過少（無）申告加算税が課されることがあります」などと書かれているので、一般の納税者がこれを無視するのは難しく、実際には税務調査の一環にほかならない。

当局が納税者に税務申告の内容などを問い合わせることは以前からあったが、〝調査もどき〟として多用されるようになったのはここ10年ほどのことだ。

重加算税の根拠となるケースも

2011年の国税通則法の改正によって、それまで任意で行われてきた税務調査に当たっての事前通知が13年1月から義務化された。これにより調査前の手続きが煩雑化し、実地調査件数が減少したことから、効率よく調査先を選定できる〝お尋ね〟を積極活用するようになったといわれる。

そして20年からは新型コロナウイルスの感染拡大により対面での税務調査の件数が激減。20年7月から21年6月まで（20事務年度）に行われた実地調査は、所得税で2万3804件（対前年比39・9％）、個人消費税で1万1076件（同36・0％）、法人税で約2万5千件（同32・7％）にまで落ち込んだ。

だが、調査件数が激減する一方で1件当たりの追徴税額は大きく膨らんだ。前年比で所得税は135％、法人消費税は210％、法人税に至っては224％という伸び率だ。こうした成果を後押ししたのが〝お尋ね〟だった。〝お尋ね〟は当局の資料では「簡易な接触」に含まれて発表され、20事務年度の「簡易な接触」件数は、所得税が47万8千件（対前年度比129％）、個人消費税が7万5千件（同206％）と、〝お尋ね〟が当局の成果の一翼を担っていることが明らかになっている。

任意である〝お尋ね〟にどう対応するかは税理士の間でも意見が分かれるところだ。東京・墨田区の税理士は「顧問先には必ず回答するように指導している」という立場だ。「無回答は隠し事があると思われる」というのが理由。一方、横浜市の国税OB税理士は、「大量に配布しているお尋ね文書の回答状況を当局が正確に管理しているとは思えない。回答したことでかえって目立ってしまい調査に移行する可能性のほうが高い」と、基本的に回答しないように顧問先には勧めているという。東京・板橋区の税理士は原則として回答するという考えだが、相続税については額によって対応を変えており、「申告が必要な人は二度手間になるので回答は不要だが、遺産総額が控除額以下で税務申告をしない人は、税務調査を受けるリスクがあるので回答するべき」という。

相続税では、申告内容が否認された場合には増差額が大きくなることが多い。その際に〝お尋ね〟への回答に誤りなどがあれば「虚偽記載」として重加算税の対象ともなり得る。裁判では〝お尋ね〟の回答を根拠として重加算税を課すことは認められないと判断したケースが多いものの、国税側が勝った事例もゼロではない。税務調査対応に詳しい東京・台東区の税理士は「今後も当局はあきらめることなく〝お尋ね〟を根拠に重加算税を狙ってくるはず」と指摘する。

〝お尋ね〟が一定の成果を挙げているのは、ひとえに多数の人がまじめに回答していることによる。「行政指導の一環」とはいえ、実質的には税務調査と同じことだ。結果として、事前通知の義務化を定めた国税通則法が骨抜きになっているとの指摘もある。

こうした状況について日本弁護士連合会は15年と17年の2度にわたり、「適正手続の潜脱」として国税庁長官宛てに要請書を提出している。お尋ね文書の乱発は改正通則法で決められた事前通知を巧みにすり抜けて調査に移行していることにほかならず、「納税者の権利保護の見地から強い懸念」と厳しく批判した。だが、いまだ改善がみられるとは言い難い状況だ。

財産債務調書もフル活用

22年の税制改正で財産債務調書制度が一部改正された。22年分までは所得基準（所得合計2千万円以上）と財産基準（財産価額3億円以上または有価証券等が1億円以上）がともに上回る人のみが提出義務者だったが、23年分からは所得がゼロであっても財産価額が10億円を超えていると提出義務が生じることになった。23年分の財産債務調書の提出期限は6月30日であるため、今年のヨンロク調査に直接影響するものではない。ただ、当局はこれまでの申告状況や支払調書などの情報を集約するKSK（国税総合管理）システムを駆使し、財産債務調書の提出義務がありそうな人を対象に〝お尋ね〟を乱発することも考えられる。前出の台東区の税理士は「富裕層の相続税の申告漏れに財産債務調書が活かされることは大いに考えられる」と指摘する。〝お尋ね〟の乱発は今後も止まりそうにない。

交際費等に係る飲食費の金額基準Q&A

一の飲食等を分割して記載する行為は隠ぺい・仮装

令和６年度税制改正により、交際費等の範囲から除外される飲食費の金額基準が「１人当たり１万円以下（改正前：5,000円以下）」に引き上げられた。

前回（No.3797）に続き、国税庁が平成18年に公表した「交際費等（飲食費）に関するQ&A」や取材等に基づき、改正後の１万円基準の内容をQ&A形式で紹介する。

<飲食費の範囲>

Q６．飲食費の定義である「交際費等のうち飲食その他これに類する行為（飲食等）のために要する費用」について、具体的にどのような費用が該当しますか？

A６．従業員等が得意先等を接待して飲食するための「飲食代」のほか、例えば、得意先等の業務の遂行や行事の開催に際して、弁当の差入れを行うための「弁当代」が該当します（得意先等において差入れ後相応の時間内に飲食されることが想定されるものが前提）。

また、飲食店等での飲食後、その飲食店等で提供されている飲食物の持ち帰りに要する「お土産代」、飲食等のために支出する「テーブルチャージ料やサービス料等」が該当します。

一方で、単なる飲食物の詰め合わせを贈答する行為は、いわゆる中元・歳暮と変わらないことから、飲食その他これに類する行為には含まれません。そのため、「飲食物の詰め合わせを贈答するために要する費用」は、飲食費には該当せず、交際費等に該当することになります。このほか、得意先等を飲食店等へ送迎するために支出する「送迎費」も飲食費に該当しません。

●飲食費に該当するもの

- 従業員等が得意先等を接待して飲食するための「飲食代」
- 得意先等の業務の遂行や行事の開催に際して、弁当の差入れを行うための「弁当代」
- 飲食店等での飲食後、その飲食店等で提供されている飲食物の持ち帰りに要する「お土産代」
- 飲食等のために支出する「テーブルチャージ料やサービス料等」

●飲食費に該当しないもの

- 「飲食物の詰め合わせを贈答するために要する費用」
- 得意先等を飲食店等へ送迎するために支出する「送迎費」
- 「ゴルフや観劇、旅行等の催事に際しての飲食等に要する費用（飲食等が催事とは別に単独で行われていると認められる場合を除く）」

<社内飲食費>

Q７．飲食費の範囲に社内飲食費は含まれますか？

A７．社内飲食費は含まれません。法令上、飲食費（交際費等のうち飲食その他これに類する行為のために要する費用）の範囲から、「社内飲食費（専ら当該法人の役員若しくは従業員又はこれらの親族に対する接待等のために支出するもの）」は除かれています（措法61の４⑥）。そのため、社内飲食費が１人当たり１万円以下であっても、原則として、交際費等に該当することになります（ただし、会議費等の費用として交際費等の範囲から除外される

令和6年5月
時点版

生産性向上を目指す皆様へ

「IT導入補助金」でIT導入・DX（デジタルトランスフォーメーション）による生産性向上を支援！

- 業務の効率化やDXの推進、セキュリティ対策に向けたITツール等の導入費用を支援！
- **インボイス対応に活用可能！**安価なITツールの導入にも活用可能で、**小規模事業者は最大4/5補助**！
- **補助額は最大450万円/者、補助率は1/2～4/5！**

通常枠

・**生産性の向上に資するITツール（ソフトウェア、サービス）の導入費用**を支援します。

・**クラウド利用料を最大2年分補助し、保守運用等の導入関連費用も支援**します。

インボイス枠 インボイス対応類型

・10月1日に開始されたインボイス制度への対応に特化した支援枠で、**会計・受発注・決済ソフト**に加え、**PC・タブレット・レジ・券売機等のハードウェア導入費用も支援**します。

・**小規模事業者は最大4/5補助**し、補助下限は無く安価なITツール導入も支援します。

インボイス枠 電子取引類型

・取引関係における発注者(大企業を含む)が費用を負担してインボイス対応済の受発注ソフトを導入し、**受注者である中小企業・小規模事業者等が無償で利用できるケースを支援**します。

複数社連携IT導入枠

・**10者以上の中小企業・小規模事業者等が連携した、インボイス制度への対応やキャッシュレス決済を導入する取組等**を支援します。連携のための**事務費・専門家費**も補助対象です。

セキュリティ対策推進枠

・独立行政法人 情報処理推進機構（IPA）が公表する「サイバーセキュリティお助け隊サービスリスト」に掲載されている**セキュリティサービスの利用料**を支援します。

※詳細は裏面をご確認ください。

令和５年度補正予算で中小機構に措置

経済産業省　中小企業庁　Be a Great Small. 中小機構

チラシのダウンロードはこちら↑

＜詳細＞（赤字は令和５年度補正予算での拡充点です）

枠/類型	通常枠		インボイス枠（インボイス対応に活用可能！）						複数社連携IT導入枠	セキュリティ対策推進枠
			電子取引類型		インボイス対応類型					
補助事業者	中小企業・小規模事業者等			大企業等	中小企業・小規模事業者等					
補助額			インボイス制度に対応した受発注ソフト		インボイス制度に対応した会計・受発注・決済ソフト		PC・タブレット等	レジ・券売機等	(1)インボイス枠インボイス対応類型の対象経費（左記同様） (2)消費動向等分析経費[※1] （上記(1)以外の経費） 50万円×参画事業者数 補助上限： (1)+(2)で3,000万円 (3)事務費・専門家費 補助上限：200万円	5万円～100万円
	5万円～150万円未満	150万円～450万円以下	～350万円		50万円以下	50万円超～350万円	～10万円	～20万円		
補助率	1/2		2/3	1/2	4/5、3/4（※2）	2/3（※3）	1/2		(1)インボイス枠インボイス対応類型と同様 (2)・(3) 2/3	1/2
補助対象経費	ソフトウェア購入費、クラウド利用料(最大2年分）、導入関連費		クラウド利用料(最大2年分)		ソフトウェア購入費、クラウド利用料(最大2年分)、導入関連費、ハードウェア購入費					サイバーセキュリティサービス利用料(最大2年分)（※4）

(※1)消費動向等分析経費のクラウド利用料は、１年分が補助対象。
(※2)小規模事業者については補助率は4/5。中小企業については補助率は3/4。
(※3)補助額50万円超の際の補助率は、補助額のうち50万円以下については3/4（小規模事業者は4/5）、50万円超については2/3。
(※4)（独）情報処理推進機構（IPA）「サイバーセキュリティお助け隊サービスリスト」に掲載されたサービス

＜活用例＞

インボイス枠

・インボイス発行の手間を効率化するため、「会計ツール」を導入。
経理担当が手作業で行っていた出納管理が自動化され、バックオフィスの効率が全体的に向上。

通常枠

・タイムカードによる勤怠管理のため、本社出勤後の現場移動、帰社後の帰宅が必要であったところ、「勤怠・労務管理ツール」の導入により出先からの打刻が可能に。これにより、残業時間が3割削減、人事担当の作業効率も大幅アップ！

＜今後のスケジュール＞

・通常枠、セキュリティ対策推進枠、インボイス枠（電子取引類型）
第３次締切　５月２０日（予定）
第４次締切　６月１９日（予定）
第５次締切　７月１９日（予定）

・複数社連携IT導入枠
第２次締切　６月１９日（予定）

・インボイス枠（インボイス対応類型）
第５次締切　５月２０日（予定）
第６次締切　６月　３日（予定）
第７次締切　６月１９日（予定）
第８次締切　７月　３日（予定）
第９次締切　７月１９日（予定）

※詳しくは、事務局ポータルサイトをご確認ください。

サービス等生産性向上IT導入支援事業事務局ポータルサイト

応募方法等の詳細はこちらからご確認ください

IT導入補助金2021　活用事例

製造業

ケーズメタル株式会社

②決済・債権債務・資金回収
④会計・財務・経営

【申請類型】
IT導入補助金2021 特別枠（C類型-1）

【事業者情報】
住所：富山県高岡市　　設立：2005年
従業員数：33名　　URL　http://ks-metal.co.jp/

- 金属製品の精密加工板金、工作機械のカバー製作等を手掛ける。
- ロボットなどの機械化や自動化による生産性向上を進めている。
- 経済産業省「地域未来牽引企業」選定企業。
- 中小機構の「IT経営簡易診断」を利用。

Challenge to Change
変わりつづける、挑戦。

2021年竣工の新工場

抱えていた経営課題

- 計画的なIT化を進めることができておらず、会計システムも事業規模に合わなくなっていた。
- 会計事務所とのやりとりは紙ベースで、試算表の作成に２ヶ月ほどかかっていた。
- 新工場建設とコロナ禍という状況下で、リアルタイムに業績を管理し、迅速な経営判断・意思決定につなげたいという思いがあった。

ITツールを活用して労働生産性を高め、少人数でも強い組織をつくる！

- 中小機構の「IT経営簡易診断」を受けたところ、経理業務におけるIT化の遅れについて指摘を受け、IT導入補助金の活用を決意。
- IT導入支援事業者のサポート体制が手厚く、困ったときにすぐ電話や対面でサポートしてくれた。
- IT化の目的・メリットを従業員に具体的に示すなど、労使間の信頼関係を損ねないように配慮した。

導入したITツール

ＦＸ４クラウド

https://www.tkc.jp/fx4/

経営に活かせる戦略情報をタイムリーに提供し、迅速な意思決定を強力にサポートする。電子帳簿保存法やインボイス制度にも対応。

IT導入支援事業者　TKC全国会

成果

経理業務が飛躍的にスピードアップ
試算表の作成が
2か月から1か月に(50%短縮)！

- クラウド化によって、会計事務所とリアルタイムにデータを共有することが可能になった。
- 試算表作成期間の短縮や業務効率化によって、今後の経営を考える時間ができた。
- 補助金でIT化や自動化を進め、会社の魅力を高めることができた。

新設された両立支援等助成金 柔軟な働き方選択制度等支援コース

2024年4月より、両立支援等助成金の一つとして「柔軟な働き方選択制度等支援コース」が新設されました。このコースでは、育児を行う労働者の柔軟な働き方を可能とする制度（柔軟な働き方選択制度等）を複数導入し、制度を利用した労働者に対して支援を行った場合に助成金が支給されます。なお、この助成金は中小企業のみが対象となっています。

主な支給要件

主な支給要件は、以下の通りです。

① 柔軟な働き方選択制度等を2つ以上導入する
② 柔軟な働き方選択制度等の利用について、「育児に係る柔軟な働き方支援プラン」（プラン）を作成することにより支援を実施する方針を、社内周知する
③ 労働者との面談を実施し、本人の希望等を確認・結果記録の上、業務体制の検討や制度利用後のキャリア形成円滑化のための措置を盛り込んだプランを作成する
④ 制度利用開始から6ヶ月の間に、対象となる労働者が柔軟な働き方選択制度等を一定基準以上利用する

制度等と利用実績

「柔軟な働き方選択制度等」とは、以下の5つの制度であり、このうちの2つ以上の制度を導入する必要があります。なお、これらの制度等は、子どもが3歳以降小学校就学前までの労働者が利用できる制度として設ける必要があります。

① フレックスタイム制／時差出勤制度
② 育児のためのテレワーク等
③ 短時間勤務制度
④ 保育サービスの手配・費用補助制度
⑤ 子の養育を容易にするための休暇制度／育児・介護休業法を上回る子の看護休暇制度

助成金を受給するためには、制度利用開始から6ヶ月の間に、対象労働者が、5つの制度ごとに定められた利用実績の基準を満たすことが必要です。例えば、「フレックスタイム制」を選択した場合、始業・終業時刻や労働時間を労働者が決定できる制度を、合計20日以上利用していることが求められます。

助成金の支給額

導入した制度の数に応じ、下表の助成額が支給されます。

	支給額（1人あたり）
制度を2つ導入し、対象者が制度を利用した場合	20万円
制度を3つ以上導入し、対象者が制度を利用した場合	25万円

※1事業主1年度（4月1日から翌年3月31日まで）につき5人まで
※育児休業等に関する情報公表加算を行った場合、上記に2万円を加算（1事業主1回限り）

国会で審議が進む改正育児・介護休業法には、この助成金にある「柔軟な働き方選択制度等」の導入を求める内容が盛り込まれています。先行して、従業員の育児と仕事の両立の支援策を検討する場合には、この助成金も活用していきたいものです。

2023年の産業別夏季賞与支給状況

今年も夏季賞与の支給時期を迎えます。ここでは賞与支給の参考資料として、厚生労働省の調査結果※から、主な産業別に昨年の夏季賞与の支給額などをご紹介します。

全体では前年を超える額に

上記調査結果から、2023年の夏季賞与支給労働者1人平均支給額（以下、1人平均支給額）などをまとめると、下表のとおりです。

調査産業計の1人平均支給額は、事業所規模5～29人が27.1万円、30～99人が34.8万円で、いずれも前年を上回りました。きまって支給する給与に対する支給割合は、5～29人が0.98ヶ月、30～99人が1.10ヶ月で、どちらも前年と同程度という状況です。支給事業所数割合は、5～29人が62.3%、30～99人は89.2%でした。こちらも前年とほぼ同程度で、大きな変化はみられませんでした。

2023年産業・事業所規模別 夏季賞与支給労働者1人平均支給額など（1）

産業	1人平均支給額（円、%）				きまって支給する給与に対する支給割合（ヶ月）		支給事業所数割合（%）	
	5～29人	前年比	30～99人	前年比	5～29人	30～99人	5～29人	30～99人
調査産業計	271,429	2.6	348,192	3.3	0.98	1.10	62.3	89.2
建設業	360,778	0.3	601,717	13.6	1.09	1.47	66.3	89.3
総合工事業	365,099	7.9	654,681	30.0	1.08	1.35	70.3	90.4
職別工事業	285,159	-7.4	433,463	123.9	0.89	1.23	57.9	90.3
設備工事業	416,877	-5.3	565,312	-14.3	1.28	1.67	68.7	87.8
製造業	291,160	-1.3	370,194	8.5	1.00	1.17	66.6	91.7
消費関連製造業	214,609	26.9	272,278	8.4	0.87	0.92	55.4	89.4
素材関連製造業	300,685	-13.2	411,649	6.9	0.99	1.29	75.1	93.2
機械関連製造業	354,630	-0.1	412,112	12.7	1.14	1.27	68.0	92.4
食料品・たばこ	224,434	56.6	261,587	14.9	1.00	0.89	51.9	90.8
繊維工業	177,146	37.4	229,176	-1.4	0.72	0.89	58.1	83.8
木材・木製品	307,086	-30.5	334,262	10.2	1.11	1.18	60.6	83.5
家具・装備品	167,696	-12.4	289,665	-9.7	0.60	1.00	62.2	89.2
パルプ・紙	197,618	0.4	377,150	12.2	0.75	1.19	73.7	92.1
印刷・同関連業	229,502	-3.3	320,843	-0.3	0.81	0.98	57.1	88.5
化学、石油・石炭	414,419	-16.1	569,235	6.2	1.18	1.62	88.8	96.2
プラスチック製品	268,315	-21.1	337,950	14.2	0.96	1.08	73.1	90.7
ゴム製品	187,425	-1.4	358,834	13.5	0.76	1.16	67.9	91.0
窯業・土石製品	273,615	-21.3	397,879	7.5	0.96	1.29	74.1	95.4
鉄鋼業	345,929	-26.5	477,966	-9.2	1.03	1.46	71.9	98.1
非鉄金属製造業	240,539	-38.0	462,100	0.0	1.07	1.51	72.9	92.9
金属製品製造業	323,693	5.4	387,379	5.9	0.98	1.24	77.5	94.0
はん用機械器具	340,547	-7.4	373,201	-3.2	1.09	1.23	76.7	93.2
生産用機械器具	431,672	26.0	561,136	20.9	1.32	1.56	79.5	97.6
業務用機械器具	304,434	-24.0	401,586	-3.0	1.04	1.27	70.1	88.7
電子・デバイス	267,692	-31.4	302,897	-0.7	0.91	1.09	30.7	80.0
電気機械器具	367,285	23.6	362,183	22.8	1.17	1.17	63.4	97.7
情報通信機械器具	317,196	-74.3	342,036	-11.5	0.96	1.11	71.1	76.6
輸送用機械器具	233,549	9.0	332,294	19.0	0.86	1.11	64.8	91.8
その他の製造業	239,967	-1.6	315,931	19.8	0.91	1.00	58.9	91.1

厚生労働省「毎月勤労統計調査」より作成

Ｍ ＆ Ａ 譲 渡 し 情 報

SALIRE
Tax co.

業種	所在地	売上高	譲渡希望額
NEW 新聞折込・運送業	関東地方	1億円～2億円	応相談
NEW 病院・クリニック	群馬県	2億円～3億円	応相談
NEW 市場調査	関東地方	2億円～3億円	応相談
メッキ・研磨・塗装業	関東地方	5億円~10億円	応相談
土木・舗装工事業	関東地方	1億円～2億円	応相談
建築塗装業	関東地方	5,000万円～1億円	応相談
ビルメンテナンス	関東地方	1 億円～2億円	応相談
調剤薬局・ドラッグストア	関東地方	5,000万円～1億円	応相談
とび・土木工事業	関東地方	1 億円～ 2 億円	応相談
一般貨物自動車運送事業	群馬県	5,000万円～1億円	応相談
法人向けソフトウェア自社開発	関東地方	3億円～5億円	応相談
切削加工・金属加工設計	関東地方	2億円～3億円	6,500万円

お問い合わせ先　北関東Ｍ＆Ａサポート　☎ 027-260-8630